

月次総会議事録

令和7年(第3回)加古川市農業委員会月次総会
令和7年3月24日(月)

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 未弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

事務局

局長	桑山 隆	次長	中村 浩孝
農地係長	池田 健司	主査	橋本 英

農林水産課

農政係 主事	河野 友博	主事	猿木 真吾
事務員	甲斐 彩香		

現地調査(西地区)

3月18日(火) 午前9時30分から
丸山副会長、堀江農地委員長代理、藤原委員、都倉澄子委員 事務局2名

現地調査(西地区)

3月18日(火) 午後1時10分から
丸山副会長、堀江農地委員長代理、久保田委員、長井委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和7年第3回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 17名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、4番 道清 真有子 委員、5番 東田 富能 委員、両名よろしく願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第26号を議題といたします。
議案第26号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧願います。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求め
ること。

- 1 平岡町中野 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。使用貸借権設定。
- 2 平岡町中野 []、 [] 平米 外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。使用貸借権設定。
- 3 平岡町新在家 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。
- 4 尾上町今福 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。新設農家。

議案書2ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

5 八幡町宗佐■■■■、■■■■平米 外2筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。

6 八幡町宗佐■■■■、■■■■平米。■■■■さん 外2名から、■■■■さんへ。

7 平荘町小畑■■■■、■■■■平米 外2筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

8 東神吉町升田■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。

議案書3ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

9 志方町西中■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

新設農家のうち1番、2番、5番及び8番の案件については、新規就農にかかる聞き取り調査を実施しています。また、4番の案件については、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断があったため、新規就農にかかる聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～3ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、新設農家の聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。まず、1番並びに2番の案件について、よろしくをお願いします。

岡本委員 議席番号11番 岡本です。2月19日水曜日、午前11時40分より、馬田会長、橋本委員、柳委員と私、事務局2名の合計6名で、議案第26号1番及び2番の借受人である■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

■■■■さんは会社員をされており、申請地は勤務先の近くとのことです。昨年、地元の農業団体長の誘いで稲作を手伝う機会があったとのことで、その一連の作業をするなか農業に関心を持つようになりました。これをきっかけに担い手不足の状況や農業参入について考えるようになり、農業団体長の勧めもあって、このたびの申請に至ったと伺いました。

申請地を借りて水稻栽培を行うにあたって、確保済みのトラクターや草刈機以外に、田植え機は購入を、コンバインはリースを検討中とのことですが、引き続き、地元農家の方の指導も受けながら農業経験を積んでいきたいとのことです。

水入れや草刈り等のルールも確認されており、新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、5番の案件について、よろしくお願ひします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。3月18日火曜日 午後3時より、丸山副会長、長井委員、久保田委員と私、事務局1名の合計5名で、議案第26号5番の譲受人である■■■■さん、息子の■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

申請地は■■■■さんの弟さん名義の農地で、このたび、実際に近くで管理している■■■■さんが申請し、初めて農地を取得されることになりました。農業経験は、■■■■さんが稲作等で約30年、■■■■さんは農業研修などで1年半とのことです。

トマト、ナスの作付けを予定されており、自宅に近い国包の農地で苗を育て、宗佐のほうで栽培するもので、息子さんが主体となり、親子で協力しながら取り組まれます。まずは、露地栽培で行うそうで、パイプなどの部材が手配することができればハウス栽培も検討されるそうです。販売先としては、現在、レストランと話を進めており、トマトについてはソースの材料用としての提供も考えているとのことでした。農機具は草刈機、軽トラックを所有する以外に、トラクターなどは必要なときに借りられるよう準備されています。軌道に乗れば規模拡大も考えており、収益の状況により、農機具も購入したいとのことでした。

水入れ等のルールは地元の役員に確認しており、申請の農地周辺の状況も理解されているとのことで、新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、8番の案件について、よろしくお願ひします。

都倉澄子委員 議席番号10番 都倉澄子です。3月18日火曜日 午前11時より、丸山副会長、堀江農地委員長代理、藤原正樹委員と私、事務局1名の合計5名で、議案第26号8番の譲受人である■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

■■■■さんは現在、神戸市にお住まいですが、実家及び勤務先は平岡町とのことです。このたび、ご親戚の農地を引き継ぐこととなり、農業経験はないのですが、まずはジャガイモやカボチャなどからチャレンジし、楽しく農業ができればというお話を伺いました。

申請地は、しばらく休耕田となっていたため、まずは圃場を整えるところからになりますが、知人に相談しながら取り組まれます。農地には車で勤務

地から通われるもので、農機具については、トラクター、草刈機、トラックが確保済で、それ以外は状況に応じて手配されるそうです。栽培、収穫できるようになれば、それらは自家消費や社員さんへの提供を考えておられます。

農業を始めるにあたっては、水入れ等のルールなどを地元役員にしっかりと確認することのほか、農業団体の活動にもできるだけ協力してもらいたい、周辺の農業者ともコミュニケーションを図りながら進めてもらいたいなどのアドバイスやお願いをしました。

聞き取りの結果は、新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われま

す。以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第26号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第26号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第26号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第27号を議題といたします。

議案第27号の11件については、2月12日から3月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第28号を議題といたします。

議案第28号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付

のこと。

1 神野町西条 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さん。住宅用地。
始末書添付。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、現地調査された東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年3月18日、調査者は、丸山副会長、堀江総務委員長代理、長井委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第28号の1番。申請の土地の位置は西条の南、現況は宅地。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第28号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第28号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第28号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第29号を議題といたします。
議案第29号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町石守三丁目 []、 [] 平米 外1筆。計 [] 平米。 [] さんから、 [] 株式会社へ。露天駐車場用地。

2 神野町福留一丁目 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。住宅用地。使用貸借権設定。

3 平岡町中野 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さん 外1名へ。住宅用地。使用貸借権設定。

4 平荘町養老 []、 [] 平米 外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。庭用地及び露天駐車場用地及び農業用倉庫。始末書添付

議案書10ページをご覧ください。

5 志方町上富木 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。露天資材置場用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5～6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに2番の案件について、神野町地区の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年3月18日、調査者は、大形推進委員と私の2名で実施しました。

議案第29号の1番。申請の土地の位置は石守3丁目の北、現況は畑作。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が道路となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第29号の2番。申請の土地の位置は福留1丁目の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が宅地、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地ありません。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年3月18日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、久保田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第29号の3番。申請の土地の位置は中野の北、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が分筆田、西が宅地、南が道路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われまゝ。地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番並びに5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年3月18日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第29号の4番。申請の土地の位置は養老の東、現況は宅地及び雑種地。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、都倉正委員、道清委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第29号の5番。申請の土地の位置は上富木の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が宅地、南が宅地、北が水路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、東田委員、横山推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第29号について、ご意見を承ります。

意義なし

議長 異議なしの声がありました。議案第29号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第29号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第30号を議題といたします。

議案第30号の6件については、2月12日から3月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第31号を議題といたします。

議案第31号の9件については、2月12日から3月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第32号を議題といたします。

議案第32号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

この議案は、市街化区域内の農地転用届出にあたり、隣接農地所有者の同意書が添付されておらず、専決処理を行わないものとして列記した、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条に該当するため、委員会に上程したものです。

それでは、議案を朗読します。

議案第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出にかかる受理のこと。

1 加古川町美乃利■■■■、■■■■平米 外2筆、計■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。分譲住宅用地。隣接不同意、理由書添付。

この案件につきましては、定例現地調査及び聞き取り調査を実施しています。つきましては、農地法施行規則に規定する諸要件を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、現地調査された東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年3月18日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、長井委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第32号の1番。申請の土地の位置は美乃利の南。現況は宅地。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が田となっており、隣接農地への影響はないと思われま

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、この案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。議案第32号の1番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、経緯書が提出されている件について、3月1

8日水曜日に、丸山副会長、堀江農地委員長代理と私、事務局2名の合計5名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった隣接農地所有者、■■■■さんと■■■■さんに聞き取りを行いました。同意を行わなかった理由としては、そもそも何も連絡がこなかったとのことで、その中で勝手に話を進められては困ると言っていました。そのため、農業委員会からは事業者側へ事業説明を行うよう伝えるとしてヒアリングを終えました。

続いて申請者の聞き取りを行いました。申請者である■■■■株式会社より委任を受けた行政書士の辻田さんをご出席されました。まず同意書が添付されていない理由については、幾度となく訪問や電話を行ったがいずれも留守で会うことができなかったとのことです。また、農地転用の同意の件については、訪問時に自宅郵便受けに手紙を入れたとのことでした。

なお、現地調査では申請地と隣接農地ともども実際は農地として利用されており、そのため隣接農地所有者の同意書は添付されていませんが、農業上の大きな支障はないと思われます。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第32号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 意見がないようですので、議案第32号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第32号について、農地転用届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第33号を議題といたします。
議案第33号について、事務局の議案朗読及び説明を願ひます。

事務局 議案書17ページ、審議参考資料7ページをご覧願ひます。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を

農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第33号 非農地証明願承認のこと。

1 神野町石守三丁目■■■■、■■■■平米 外3筆、計■■■■平米。■■■■さん、昭和58年3月頃より。

2 平岡町山之上■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和34年頃より。

いずれの案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番の案件について、神野町地区の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年3月18日、調査者は、大形推進委員と私の2名で実施しました。

議案第33号の1番。申請の土地の位置は石守3丁目の北。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年3月18日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、久保田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第33号の2番。申請の土地の位置は山之上の東。現況は道路となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第33号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第33号について、承認して異議ござい

ませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第33号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第34号を議題といたします。
議案第34号の4件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第35号を議題といたします。
議案第35号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書20ページをご覧ください。
この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、市街化区域外の農地については、生涯、それぞれ自ら耕作するとして、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第35号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 野口町良野■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。
相続人■■■■さん、被相続人■■■■さん、同居。

なお、この案件については、地元委員による現地調査及び聞き取り調査により、相続人自ら農地を所有し、耕作するとの報告をいただいております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第35号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第35号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第35号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第36号を議題といたします。

議案第36号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書21ページをご覧ください。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき作成された地域計画について、同条第6項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

確認したところ、地域計画目標地図素案と策定された目標地図に変わりがなかったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条第2項の規定により、会長専決により令和7年2月25日及び3月10日付で市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第36号については、報告案件でございますので、これで終わりいたします。

議長 次に、議案第37号を議題といたします。
議案第37号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書23ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、志方町西飯坂地区において、■■■■さん所有農地1,134平米を、ひょうご農林機構が借り受け、■■■■さんへ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、公告予定日の令和7年5月26日から、令和17年12月31日までとなっています。

権利の設定を受ける■■■■さんは、現在の耕作農地は17,000平米を超えており、西飯坂地区における農業の中核を担う方であることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第37号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 意見がないようですので、議案第37号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第37号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第38号を議題といたします。
議案第38号について、諮問原課である農林水産課の概要説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第38号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書25ページ 議案第38号 農用地利用集積計画変更資料、審議参考資料8ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。まず、Ⅰ 利用権設定等についての概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数6戸。農地の中間的受け皿となる者の数1戸。貸し手に当たります、利用権を設定する者の数64戸。筆数134筆、面積150,775平米です。

次に、Ⅲ 所有権の移転等についての概要です。買い手に当たります、所有権の移転を受ける者の数1戸。売り手に当たります、所有権を移転する者の数1戸。筆数1筆、面積3,272平米です。

続きまして、議案書26～29ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。

続きまして、議案第38号 農用地利用集積計画追加資料①をご覧ください。所有権移転等、総括表です。所有権の移転をする者、所有権の移転を受ける者の面積・筆数等を記載しております。

概要の説明は以上とさせていただきます。

議長 農林水産課の概要説明は終わりました。

ここで、議案第38号のうち各筆明細1番については、前田 祥道 委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、前田委員に退席を願い、先に審議を行います。

それでは、前田委員の退席をお願いします。

(前田 祥道 委員 退席)

議長 では、議案第38号のうち各筆明細1番について、農林水産課の議案説明をお願いします。

農林水産課 議案書30ページの各筆明細1番の案件につきましては、貸す者 ■■■■■さん、借りる者 株式会社 ■■■■■です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料8ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第38号のうち各筆明細1番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第38号のうち各筆明細1番について、原案のとおり決定いたします。

それでは、前田委員に着席願います。

(前田 祥道 委員 着席)

議長 次に、議案第38号のうち各筆明細2番から66番について、農林水産課の議案説明をお願いします。

農林水産課 議案書30～42ページの各筆明細2番～65番の案件につきまして
は、貸す者63名、借りる者5名です。詳細につきましては、各筆明細をご
高覧ください。

続いて、議案第38号 農用地利用集積計画追加資料②をご覧ください。
各筆明細66番の案件につきましては、所有権を移転する者 [REDACTED]
さん、所有権の移転を受ける者 株式会社 [REDACTED] です。詳細に
つきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。
つきましては、審議参考資料8から13ページのとおり、改正前の農業経営
基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えてお
ります。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第38号のうち各筆明細2番
から66番について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 意見がないようですので、この案件について、原案のとおり決定して、異
議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第38号のうち各筆明細2番から66番につい
て、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第39号を議題といたします。

議案第39号については、前田 祥道 委員が役員を務める法人に関する
事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参
与の制限に抵触することから、前田委員に退席を願い、審議を行います。

それでは、前田委員の退席をお願いします。

(前田 祥道 委員 退席)

議長 では、議案第39号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び
説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の猿木と申します。はじめに、農業
経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効
率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者

が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第5項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

このたびは、計画の変更のため農業経営改善計画認定申請書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第13条第1項に基づき、計画を作成の上、市に申請し、市は同条第3項において準用することとされている第12条第5項に基づいて、その計画を認定しようとする事となります。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第39号 農業経営改善計画の変更について意見を求めること。

議案書44ページ及び審議参考資料の14ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、加古川市八幡町船町■■■■。申請者は、株式会社■■■■営農様です。株式会社■■■■営農様は、認定農業者として認定されておりましたが、このたび計画の変更のため農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案書45ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標」について。現状及び目標とする営農類型は、複合経営です。続きまして、議案書46ページをご覧ください。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標についてですが、各作目の現状及び目標それぞれの作付面積及び生産量は表のとおりです。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置」について。現状は小麦の収穫と田植え及び大豆の播種時期が重なっています。また、稲の刈取りと大豆の収穫及び麦の播種時期が重なり、作業が煩雑で能率が悪く適期作業を逃しています。農業の基本、適地・適期・適作に戻り、水管理や圃場の均平改善、ドローンによる作業・工数改善、農業機械の稼働率向上等を実施し生産性を向上させます。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置」について。これまで見積書・請求書等の発行等は人手に頼っていましたが、販売管理システムの導入により受注・請求データの生成作業が簡略化されつつあります。また、作業の簡略化と共に、売上・購入・支払・在庫管理等が可能となり、さらには顧客・商品別の原価管理等へ展開していくことを目標とします。続きまして、議案書47ページをご覧ください。⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。現状は月給制を採用し、三六協定に基づく農繁期と農閑期のバランスを考慮した労働時間管理や休暇の取得を推進しています。今後は労働環境改善、福利厚生充実を図り、退職金制度採用の検討も進めます。最後に、⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。従来のヘリ防除からドローンを活用した農薬散布に変更し、また、圃場全面の一律施肥から生育状況に応じた可変施肥など、新しい工法を採用することにより生産性と品質の向上を図り、収益向上を目指します。借り上げた第2倉庫にてミーティングルームや精密農機の保管室、農機整備場等の改装を行い、スマート農業の

拠点として活用し効率化に繋がります。以上で説明を終わります。

なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。3月18日火曜日に実施した株式会社 ■■■ 営農の農業経営改善計画に関するヒアリングの内容についてご報告いたします。

ヒアリングには、株式会社 ■■■ 営農から代表取締役の ■■■ 様、課長の ■■■ 様が登場され、丸山副会長、藤原委員、都倉澄子委員と私、事務局と農林水産課からそれぞれ職員2名が同席しました。

農業経営改善計画は、5年後の目標を設定し、認定を受ける制度です。株式会社 ■■■ 営農は、前回の認定から3年が経過し、このたび変更申請を提出されたので、計画変更の理由や今後の展望についてお話を伺いました。

株式会社 ■■■ 営農は八幡町の農業を支える重要な担い手であり、広大な農地を貸借しながら農業経営を行っています。現状の課題となっている作業負担は、スマート農業を取り入れることで軽減が見込まれるため、農業用機器購入や更新の費用を確保にむけ、変更申請を行うということでした。

株式会社 ■■■ 営農では、米と小麦の1年2耕作を行っていますので、収穫と播種の時期が集中し、作業スケジュールが過密になっています。農業の基本は「適地・適期・適作」ですが、機械の故障や修理の影響で、適期を逃してしまうことがあるとのことでした。小麦のセトデュールは栽培期間が長く、収穫の時期は梅雨と重なり赤カビの発生しやすいため、適切な防除をし、収量をあげたいと仰っていました。

農業機械の更新を行い、スマート農業をすすめていくことにより、作業の効率化はもちろんのこと、後継者や新たに採用した若手社員のモチベーション向上が見込まれます。そのためにも、ドローンやレベルレーザーの導入を予定されています。

これらの取り組みを進めるため、農業経営基盤強化準備金の活用を計画し、農業経営改善計画の変更申請を行ったとのことでした。

株式会社 ■■■ 営農は、地域の農業の大部分を担っており、その経営の安定は地域全体の農業につながります。また、地域農業の持続性が高まることが期待されます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第39号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第39号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第39号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。
それでは、前田委員に着席願います。

(前田 祥道 委員 着席)

議長 ここで再度、事務局の入れ替えを行います。

(農林水産課農政係退席。事務局着席。)

議長 次に、議案第40号を議題といたします。
議案第40号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 追加の議案書1ページをご覧ください。
議案第40号 許可(受理)の取消等について報告のこと。
1 志方町永室■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。3条許可。
この案件につきましては、令和6年9月26日付で農地法第3条の規定により農業委員会による許可を行っていましたが、農用地利用集積計画による所有権の移転手続きを行うため申請者から取消し願いが提出されたため、取消決定したものです。
以上です。

議長 議案第40号については、報告案件でございますので、これで終わりいたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時29分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和7年3月24日

署名委員（4番）

署名委員（5番）